

監査基準報告書 250「財務諸表監査における法令の検討」の改正について

年 月 日
 日本公認会計士協会

改正案	現 行
<p>監査基準報告書 250</p> <p style="text-align: center;">財務諸表監査における法令の検討</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2014年4月4日 改正 2015年5月29日 改正 2018年10月19日 改正 2019年6月12日 改正 2021年6月8日 改正 2022年10月13日 最終改正 2023年 月 日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第9号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 《1. 法令遵守に対する責任》(第3項から第9項参照) (省 略)</p> <p>《(2) 監査人の責任》 (省 略)</p> <p>《法令や職業倫理に関する規定により定められた追加の責任》(第9項参照)</p> <p>A7. 法令や職業倫理に関する規定により、監査人は追加的な手続を実施し、追加的な対応を講じることが求められている場合がある。例えば、倫理規則により、監査人は違法行為又はその疑いに対応する</p>	<p>監査基準報告書 250</p> <p style="text-align: center;">財務諸表監査における法令の検討</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2014年4月4日 改正 2015年5月29日 改正 2018年10月19日 改正 2019年6月12日 改正 2021年6月8日 最終改正 2022年10月13日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第9号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 《1. 法令遵守に対する責任》(第3項から第9項参照) (省 略)</p> <p>《(2) 監査人の責任》 (省 略)</p> <p>《法令や職業倫理に関する規定により定められた追加の責任》(第9項参照)</p> <p>A7. 法令や職業倫理に関する規定により、監査人は追加的な手続を実施し、追加的な対応を講じることが求められている場合がある。例えば、倫理規則により、監査人は違法行為又はその疑いに対応する</p>

改正案	現 行
<p>よう措置を講じ、追加的な対応が必要かどうかを判断することが求められている。当該措置により、監査人は違法行為又はその疑いを<u>監査チーム内の監査人（構成単位の監査人を含む。）又はグループ監査以外の目的でグループの構成単位において業務を実施する他の監査人（例えば、構成単位において法定監査のみを実施している監査人）に伝達することが求められる場合がある</u>（倫理規則R260.16項及び第260.18.A1項参照）。</p>	<p>よう措置を講じ、追加的な対応が必要かどうかを判断することが求められている。当該措置により、監査人は違法行為又はその疑いを<u>グループ内の他の監査人に伝達することが求められる場合がある。グループ内の他の監査人には、グループ監査責任者、構成単位の監査人又はグループ監査以外の目的でグループの構成単位において業務を実施する他の監査人（例えば、構成単位において法定監査のみを実施している監査人）を含む</u>（倫理規則R260.16項及び第260.18.A1項参照）。</p>
<p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p style="text-align: center;">（省 略）</p>
<p>《IV 適用》</p>	<p>《IV 適用》</p>
<p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p style="text-align: center;">（省 略）</p>
<p>・ <u>本報告書（ 年 月 日）は、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。また、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。その場合、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」（2022年6月16日）、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」（2022年6月16日）及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」（2022年6月16日）と同時に適用する。なお、2022年10月13日付けで改正された倫理規則の変更に関連する事項は、2023年4月1日から適用するが、日本公認会計士協会が公表する倫理規則（2022年7月25日変更）の適用と合わせて早期適用することができる。</u></p>	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則（2022年7月25日変更） （修正箇所：第9項及びA7項） － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） （上記以外の修正箇所） ・ 本報告書（ 年 月 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（ 年 月 日改正） </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則（2022年7月25日変更） （修正箇所：第9項及びA7項） － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） （上記以外の修正箇所） </div>
<p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上